

令和2年3月31日会議提出議案一覧

- 議案第93号 令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 鳥羽市市税条例等の一部改正について
- 議案第95号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第96号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第97号 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和2年3月31日会議提出議案概要

議案第93号 令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）

（観光課）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者への緊急支援として、市民又は市民を代表とした複数人が市内宿泊施設に宿泊した場合に補助金を交付する。

<内容>

- ・ 予算額 560 万円（積算：5 千円×1,000 人+委託事務費（60 万円））
- ・ 離島は 1 千円上乗せ
- ・ 宿泊施設が補助額を差し引いて料金徴収し、市は宿泊施設へ補助をする。

議案第94号 鳥羽市市税条例等の一部改正について

（税務課）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

■市民税

- ① 寡婦（寡夫）控除の見直し（令和3年度分以後の市民税に適用）
 - ・ 婚姻歴に関わらず、未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用する。
 - ・ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得金額 500 万円）を設ける。
 - ・ 子ありの寡夫の控除額（26 万円）を子ありの寡婦の控除額（30 万円）と同額とする。
- ② 企業版ふるさと納税の拡充・延長（令和3年分以後の市民税に適用）
 - ・ 次の拡充等措置を講じるとともに、寄付時期の制限を緩和する。
（現行） 寄付額の 3 割を損金算入、3 割（法人市民税+法人税（国税）
=2 割、法人事業税（県税）1 割）を税額控除
（改正後） 寄付額の 3 割を損金算入、6 割（法人市民税+法人税（国税）
=4 割、法人事業税（県税）2 割）を税額控除
 - ・ 適用期限を 5 年延長する。

■固定資産税

課税標準の特例として市が条例で定める割合について、次のとおり改正する。（令和2年4月1日施行）

- ・ 中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設・・・削除
- ・ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備・・・2/3→3/4
- ・ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産・・・削除
- ・ 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区の土地・・・2/3

■たばこ税

- ① 葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月～段階的に）
 - ・重量比例課税が適用されている1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについて、本数課税方式に見直しをする。
- ② 課税免除適用条件の追加

■共通

地方税法及び租税特別措置法における条項のずれ等の改正

ほか

議案第95号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・地方税法及び租税特別措置法における条項のずれ等の改正

議案第96号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容> (令和2年4月1日施行)

- ① 課税限度額の見直し
 - 基礎課税額：61万円 ⇒ 63万円
 - 介護納付金課税額：16万円 ⇒ 17万円
- ② 軽減判定所得の見直し
 - 7割軽減基準額：33万円
 - ⇒ 現行のとおり
 - 5割軽減基準額：33万円+28万円×(被保険者数)
 - ⇒ 33万円+28.5万円×(被保険者数)
 - 2割軽減基準額：33万円+51万円×(被保険者数)
 - ⇒ 33万円+52万円×(被保険者数)

議案第97号 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(消防本部)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正により、補償基礎額及び法定利率等について所要の改定を行う。

<内容> (令和2年4月1日施行)

○補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長・班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

○法定利率の改正

- ・障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算出に用いる利率：

「100分の5」→「事故発生日における法定利率」